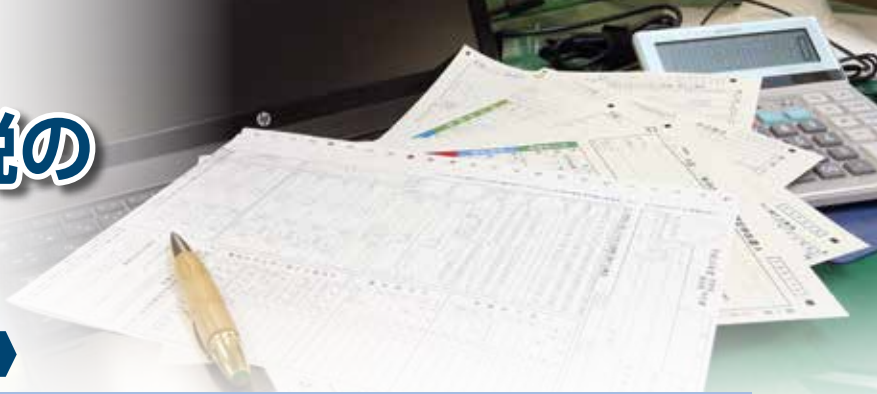


所得税、市・県民税の 申告はお早めに！



鈴鹿税務署からのお知らせ

申告と納税の期限

- 所得税、贈与税
3月15日(金)
- 消費税・地方消費税
4月1日(月)

※所得税、消費税・地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場

と き

2月18日(月)～3月15日(金)

午前9時～午後5時

※土・日曜日は除く

※受付は午後4時まで(混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります)

と ころ

イオンモール鈴鹿 2階「イオンホール」

※午前9時～10時の確定申告会場入口は、専門店街南入口(宝くじ売り場横)のみとなります。
※左記の間中は、税務署での申告書の作成指導は行いません。

問合先 鈴鹿税務署(☎059-382-0351)

※自動音声で案内しています。確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

平成31年1月から、「確定申告書等作成コーナー」が変わります

確定申告会場へ行かなくても、ご自宅のパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書が作成できます。また、平成31年1月からスマートフォンでも申告書が作成できるようになります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

- 画面の案内に従って金額等を入力することで、税額などが自動計算され、申告書が簡単に作成できます。
- 作成した申告書を印刷し郵送などにより税務署へ提出することができます。

※詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

国税庁

検索

いつでもどこでもスマホ申告(平成31年1月から)

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、スマートフォンからでも申告書の作成ができます。
- ID、パスワードを取得すれば、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを取得しなくても、e-Taxで申告することができます。
- ID、パスワードの発行を希望する人は、お近くの税務署へお問い合わせください。

申告書等の送付の変更について(申告書に代えて「確定申告のお知らせ」が送付されます)

次の【送付物の変更となる人】に該当する人は、平成30年分の確定申告から、申告書等用紙の代わりに、「確定申告のお知らせ」が送付されることとなります。

送付物の変更となる人

前年に申告書等用紙が送付されている人のうち、平成29年分の「所得税および復興特別所得税」または「消費税および地方消費税」の確定申告書を、**税務署以外の次の会場で提出した人**(●地方公共団体(市区町村窓口)の相談会場、●税理士会による無料申告相談会場、●青色申告会による相談会場、●イオンモール鈴鹿 確定申告会場)、または**e-Tax「確定申告書等作成コーナー」で作成した人**

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など、確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきまたは通知書を言います。

※「確定申告のお知らせ」が送付される人には、申告書、青色申告決算書や収支内訳書などは送付されません。書類が必要な場合は、国税庁ホームページから様式をダウンロードするか、お近くの税務署へお問い合わせください。

贈与税の申告が必要な人

- ▷110万円を超える財産の贈与を受けた人
- ▷次の特例の適用の対象となる贈与を受けた人

- ・配偶者控除(控除額2,000万円)
- ・相続時精算課税(特別控除額2,500万円)
- ・住宅取得等資金の非課税

※家屋の種類や家屋の新築等に係る契約の締結日に応じて、非課税限度額は右表のとおりになります。

家屋の新築等に係る契約の締結日	平成28年1月1日から平成32(2020)年3月31日まで
住宅用家屋の種類	
省エネ等住宅	1,200万円
省エネ等住宅以外	700万円

1 亀山市での申告相談受付のご案内

市役所

2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日曜日は除く)
午前8時30分～午後4時

関支所

2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日曜日は除く)
午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分

※両会場ともに

午前8時から番号札を配布します。

※各種書類は1月22日(火)前後から設置します。

ご注意

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、平成29年分以前の確定申告をする人は、必ずイオンモール鈴鹿確定申告会場をご利用ください。

各地区会場

相談日	地区	時間	会場
2月1日(金)	神 辺	午前9時～午後4時	神辺地区 コミュニティセンター
2月4日(月)	昼 生	午前9時～午後4時	昼生地区 コミュニティセンター
2月5日(火)	白 木	午前9時～11時30分	白川地区南 コミュニティセンター
	小 川	午後1時30分～4時	小川地区生活改善センター
2月5日(火)	安知本 楠平尾	午後1時30分～4時	南部地区 コミュニティセンター
	野 登	午前9時～午後4時	野登地区 コミュニティセンター
2月6日(水)	野 登	午前9時～午後4時	野登地区 コミュニティセンター
2月7日(木)	井田川	午前9時～午後4時	井田川地区北 コミュニティセンター
2月8日(金)	川 崎	午前9時～午後4時	川崎地区 コミュニティセンター
2月12日(火)	阿野田 菅 内	午前9時～午後4時	東部地区 コミュニティセンター
	天神・和賀	午後1時30分～4時	和賀公民館
2月13日(水)	加 太	午後1時30分～4時	林業総合センター

※井田川地区は、昨年、井田川地区北コミュニティセンターが改修工事中であったため、井田川地区南コミュニティセンターで行いましたが、今年は改修工事終了のため、井田川地区北コミュニティセンターで行います。

2 所得税の確定申告が必要な人

事業・農業・不動産収入のある人 または土地や建物を売った人で	年間所得金額の合計額が 所得控除(扶養控除、基礎控除等)の合計額を超える人
平成30年中に給与のある人で	給与等の収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与以外の所得の合計額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人(源泉徴収票が2枚以上ある人)
	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
平成30年中に公的年金のある人で	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告が不要です。

3 申告をすれば所得税が戻る人

次のような人で、所得税が納め過ぎになっている場合は、還付申告をすることができます。

- ▷ 給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除など各種控除の申告をする人
- ▷ 給与所得のみの人で、退職により年末調整を受けていない人
- ▷ 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- ▷ 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人 など

4 市・県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日時点で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人。ただし、所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です。

- ▷ 給与所得または公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人
- ▷ 勤務先から給与支払報告書の提出が無い人
- ▷ 医療費控除など各種控除の申告をする人

※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、証明書交付、国民健康保険税などの算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。

※前年度に市・県民税の申告をした人へは、市・県民税申告用紙を1月下旬に送付します。

5 確定申告および市・県民税申告の際に必要なもの

あなたの所得	必要なもの(収入支出関係書類および所得控除を受けるために必要な書類)
事業所得	収支内訳書(収入および支出を明らかにできるもの)
農業所得	
不動産所得	
配当所得	各支払者からの支払通知書の原本
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本、支払通知書などその所得を証明する書類の原本
一時所得	支払通知書などその所得を証明する書類の原本

共通して必要なもの

- ▷ 個人番号確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード)
- ▷ 身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ▷ 印鑑(認印)
- ▷ 還付申告をする人は、還付金の振込先の分かるもの(通帳など)
- ▷ 各種控除を受ける場合は、国民健康保険税、介護保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金の受領証など、控除を受けるための金額を証する書類

特定の控除を受ける場合の注意点

- 医療費控除を申告する場合は、年間の支払額を集計した明細書を事前に作成してお持ちください。
- 寄附金控除は、寄附金の受領書などに記載された氏名の本人のみ控除を受けられます。

確定申告、市・県民税申告には、 マイナンバー(個人番号)の記載+本人確認書類の提示、 または写しの添付が必要です。

- ▷ 申告書には12桁のマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。
- ▷ マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、申告者本人の本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。



社会保障・税番号制度の
広報用ロゴマーク「マイナちゃん」

マイナンバーカード(個人番号カード)を 持っている人

マイナンバーカードだけで、本人
確認(番号確認・身元確認)が可能



※自宅などからe-Taxで申告書などを
送信すれば、別途、本人確認書類の提示
または写しの提出は不要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)を 持っていない人

① 番号確認書類(申告者のマイナンバーを確認できる書類)

- 通知カード
 - 住民票の写し、または
住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載が
あるものに限る)
- などのいずれか1つ



② 身元確認書類(記載したマイナンバーの 持ち主であることを確認できる書類)

- 運転免許証
 - 身体障害者手帳
 - パスポート
 - 在留カード
 - 公的医療保険の被保険者証
- などのいずれか1つ



問合先 確定申告の相談…鈴鹿税務署(☎059-382-0351)

市・県民税申告の相談…税務課市民税グループ(☎84-5011)

平成31年度からの個人住民税に適用される主な税制改正 配偶者控除および配偶者特別控除の改正



- 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が改正されます。
➡ 扶養者の合計所得金額によって控除額が変わります。
- 配偶者特別控除の対象になる配偶者の合計所得金額が、**38万円超123万円以下**とされました。
- ◆ 給与収入のみの場合

改正前 年収**103万円超**
141万円未満 ➡ 改正後 年収**103万円超**
201万6千円未満

<改正後の配偶者控除および配偶者特別控除の控除額>

	配偶者の合計所得金額	納税義務者(扶養する人)の合計所得金額 (給与収入のみの場合の対応する収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与収入のみの場合の 対応する収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円以下
	老人控除配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円	103万円以下
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円超 155万円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	155万円超 160万円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	160万円超 166万8千円未満
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	166万8千円以上 175万2千円未満
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	175万2千円以上 183万2千円未満
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	183万2千円以上 190万4千円未満
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	190万4千円以上 197万2千円未満
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	197万2千円以上 201万6千円未満
	123万円超	0円	0円	0円	201万6千円以上

※扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けられません(控除額が0円)が、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合は、扶養親族として申告することができます(同一生計配偶者)。
※扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える場合でも、配偶者が同一生計配偶者かつ障害者に該当すれば、障害者控除の適用が受けられます。

問合先 税務課市民税グループ(☎84-5011)